

東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託仕様書

1. 委託業務の目的

本村では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、まちづくりと連携し、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための「東秩父村地域公共交通網形成計画」（以下「形成計画」）を策定した。（平成27年4月27日策定）

この形成計画には、地域の重要かつ唯一の交通手段として欠かせない路線バス（村営・民営）の今後の運用について路線の統合を踏まえた検討や地域公共交通の維持・活性化に取り組むに当たり、現状の課題を明らかにし、交通のマスタープランとして策定したものである。

「東秩父村地域公共交通再編実施計画」では形成計画において定義された計画に基づき、具体的な運行計画を策定するための調査を実施し、また形成計画策定時に明らかとなった課題や住民意見などを反映した実証調査も必要である。

本業務は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に定める地域公共交通再編実施計画として国土交通省大臣の認定を受けることを目的とし、かつ形成計画に基づくバス路線の再編を効果的に推進するため、実証調査等を行い、実施計画を策定するものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 実施主体 東秩父村地域公共交通活性化協議会
- (2) 事業名 東秩父村地域公共交通再編実施計画策定業務委託
- (3) 事業内容 「3. 業務の内容」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から平成28年3月25日（金）まで
- (5) 契約規模 8,086,000円（税抜）を上限とする（ただし、平成27年度予算の範囲内）

3. 業務の内容

(1) 現在の公共交通の利用状況調査

策定済みの形成計画を考慮した上で、以下の項目の調査・検討を行う。

- ①路線バス（民営・村営）の停留所毎の乗降客調査
- ②停留所間の乗車中人数調査

(2) 実証調査

以下の項目を概ね1ヶ月間実施し、導入の可能性を探る。なお、本実証調査は日常的に公共交通を活用するものを主な対象とし、それを補完する形で来訪者への実証

も実施する。使用車両や運行体制（人件費）に関する費用も委託費用に含めるものとする。

- ①交通空白地におけるデマンド運行の実施（村内には、過疎地有償運送や福祉有償運送が運行しているため、それらには対象外となる方を想定し実施すること）
- ②村内観光施設「和紙の里」を発着点に村内観光地への短期シャトルバス運行を実施
- ③実証運行開始後の運行状況及び利用状況を整理し、実証運行を通して把握した現状、課題及びニーズ等を検証し、実現可能性や施策の運行管理や推進体制等の分析を行う。

（3）地域公共交通再編実施計画の策定

形成計画策定において実施する各種調査の結果から、バス路線の再編、それに伴う乗継拠点化、利用促進策など再編事業を実施していくうえでの方針を検討する。また、再編事業別に、実施区域、事業内容・事業主体、実施予定期間、必要経費・調達方法、事業効果、事業化スケジュール（P D C Aサイクル）、推進体制等について検討し、バス路線運行費補助の活用を含めた地域公共交通の持続可能な維持・確保の実現並びに公共交通ネットワークを構築し、「東秩父村地域公共交通再編実施計画」を策定する。

（4）協議会開催及び説明会

- ①東秩父村地域公共交通活性化協議会で審議するための資料の作成支援を行い、協議会分科会に同席し議事録の作成を行う。
- ②地域公共交通の必要性や維持確保のためのモビリティマネジメントやセミナー等を実施し、意識変容を調査し需要算出の根拠とする。

（5）打合せ等

本業務における打合せは、業務スケジュールを鑑み適宜実施する。その他業務に関して、受注者は、提案、助言、資料及び情報の提供等を行う。

（6）地域公共交通確保維持改善事業補助金等に関する支援

本事業は、地域公共交通確保維持改善事業補助金を活用し、実施する事業のため、当該補助金の申請等に係る支援を行う。

（7）成果品

本業務の成果品は、以下に示すものとする。

- ①東秩父村地域公共交通再編実施計画（A4版、くるみ製本、カラー）：30部
 - ②東秩父村地域公共交通再編実施計画概要版（A4版、簡易製本、カラー）：20部
- ※成果品については、印刷物のほか電子データにより納品するものとする。

4. 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から平成28年3月25日（金）までとする。

5. 業務履行の確認及び支払い条件

支払いの請求にあつては、委託業務完了届（任意様式）を提出し、検査ならびに承認を受けること。支払いは業務完了後一括とし、受託者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。請求後30日以内に支払うものとする。

6. その他

- (1) 契約後直ちにスケジュール協議をすること。
- (2) 契約書、仕様書に定めのない、事項は、協議により定めるものとする。
- (3) 法令や各種計画との相互関連性や整合性にも配慮すること。
- (4) 契約に係る規則等は、東秩父村の例によるものとする。
- (5) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (6) 業務終了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合、受注者は速やかに必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、訂正・補正等の経費は受注者の負担とする。
- (7) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から村に帰属する。